

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成22年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,040件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,030件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが237件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣（土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）であるもの218件）、収用委員会の裁決を不服とするものが793件となっている。

平成22年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は18件であり、これらに前年度から繰り越された4件を加えた計22件が22年度に係属した。このうち、14件が22年度中に処理され、残りの8件は23年度に繰り越された。なお、22年度に係属した22件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

第1節 平成22年度において終結した意見の申出事案

平成22年度に処理された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 国土交通大臣起業、一般国道42号改築工事（紀宝バイパス・三重県南牟婁郡紀宝町成川字神明後地内から同町成川字上野地内まで）に関する審査請求

（平成21年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 三重県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年6月22日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成21年7月3日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成21年12月17日
- (9) 回 答 日 平成22年4月13日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 農林水産大臣起業、徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事に関する審査請求

（平成21年（イ）第14号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 鹿児島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年3月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年4月27日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日
- (9) 回 答 日 平成22年6月7日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 国土交通大臣起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及び一般国道24号改築工事（奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事に関する審査請求（平成21年（イ）第15号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 奈良県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年2月13日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年2月24日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日
- (9) 回 答 日 平成22年6月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 国土交通大臣起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及び一般国道24号改築工事（奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事に関する審査請求（平成21年（イ）第16号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 奈良県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年2月13日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年3月12日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日
- (9) 回 答 日 平成22年6月30日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**5 広島市起業、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画
整理事業に関する審査請求**

（平成22年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 広島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年3月24日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年4月23日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年4月22日
- (9) 回 答 日 平成22年10月1日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**6 国土交通大臣起業、一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高
田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通
河川及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

（平成22年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛媛県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年7月29日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年8月21日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年4月22日
- (9) 回 答 日 平成22年8月6日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 足寄町起業、足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業に関する審査請求

（平成22年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年4月10日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年4月27日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し

- (8) 意見照会の受付日 平成22年5月31日
- (9) 回 答 日 平成22年10月21日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 千葉市起業、千葉都市計画小中台土地区画整理事業に関する審査請求
(平成22年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年9月14日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年10月23日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年5月31日
- (9) 回 答 日 平成22年10月1日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 山梨県起業、県道都留インター線改築工事(都留インターチェンジ・ランプ新設工事)
及びこれに伴う既設ランプ付替工事に関する審査請求

(平成22年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 関東地方整備局長
- (3) 処分のあった日 平成20年10月16日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年11月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年7月12日
- (9) 回 答 日 平成22年12月2日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 山梨県起業、県道都留インター線改築工事(都留インターチェンジ・ランプ新設工事)
及びこれに伴う既設ランプ付替工事に関する審査請求

(平成22年(イ)第6号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 山梨県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年10月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年11月15日

- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年7月12日
- (9) 回 答 日 平成22年12月2日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 鹿児島県起業、鹿児島都市計画道路事業3・4・94号催馬楽坂線に関する審査請求
(平成22年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鹿児島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年9月15日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年10月10日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年7月12日
- (9) 回 答 日 平成22年10月21日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

12 品川区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第18号線に関する審査請求
(平成22年(イ)第8号及び9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年3月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年4月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年10月13日
- (9) 回 答 日 平成23年1月27日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、いずれも理由がないものとする。

**13 幕別町札内北栄土地区画整理組合起業、帯広圏都市計画事業幕別町札内北栄土地区画
整理事業に関する審査請求**

(平成22年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年3月23日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者4人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年4月21日

- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年10月13日
- (9) 回 答 日 平成23年2月9日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。なお、本件裁決には、その判断において、不適切と認められる部分があるので留意されたい。

第2節 係属中の意見の申出事案

平成23年度に繰り越された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 千葉市起業、千葉都市計画道路事業3・6・88号千葉港黒砂台線に関する審査請求

(平成22年(イ)第11号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年4月23日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年5月26日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年10月13日

2 兵庫県起業、中播都市計画道路事業3.5.204号本龍野富永線に関する審査請求

(平成22年(イ)第12号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年12月8日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年1月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年12月21日

3 足寄町起業、足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業に関する審査請求

(平成22年(イ)第13号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 北海道収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年4月24日
- (4) 処分の内容 補償裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年5月22日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年12月21日

4 品川区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第18号線に関する審査請求

(平成23年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年 3 月 25 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年 4 月 23 日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 2 月 9 日

5 埼玉県起業、一般国道 125 号改築工事（加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内）に関する審査請求

（平成23年（イ）第2号から第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 埼玉県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年 7 月 7 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 4 人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年 8 月 5 日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 2 月 9 日

6 石川県起業、犀川辰巳治水ダム建設事業に関する審査請求

（平成23年（イ）第5号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 石川県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年10月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係者68名
- (6) 審査請求のあった日 平成21年11月10日～26日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 3 月 17 日